

地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第二十三号

地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規

則の一部を改正する規則

地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規則（昭和四十九年佐賀県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第十六条とする。

第十三条中「及び第二項の住宅移転補助事業実績報告書」を「の住宅移転補助事業実績報告書及び同条第二項の年度終了報告書」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条第一項中「四月十五日」を「四月十日」に改め、同条第二項中「当該年度」を「当該補助金の交付の決定に係る会計年度」に、「四月十五日」を「四月三十日」に、「住宅移転補助事業実績報告書」を「年度終了報告書」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項」に、「住宅移転補助事業実績報告書」の下に「及び前項の年度終了報告書」を加え、同項に次の一号を加え、同条を第十四条とする。

五 その他知事が必要と認める書類

第十一条第一号中「（附帯事務費から事業費への変更、附帯事務費のうち旅費の減額以外の変更並びに需用費のうち食糧費及び備品購入費の増額以外の変更を除く。）」を削り、同条を第十三条とする。

第十条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第十二条 知事は、市町長から補助金の交付決定の通知を受けた者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、知事は、市町に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定は、市町長から補助金の交付の決定の通知を受けた者が第三条第一項又は第二項の規定に違反していることが判明した場合について準用する。

第九条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「第三条第一号、第二号及び第四号」を「第三条第一号及び第二号」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「同条第一号、第二号及び第四号」を「同条第一号及び第二号」に改め、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加え、同条を第四条とする。

#### 六 農業協同組合

#### 七 独立行政法人住宅金融支援機構

第二条の次に次の一条を加える。

(補助対象者)

第三条 条例第二条第六項の住宅移転補助事業に基づく補助を受けようとする者(以下この条において「補助対象者」という。)は、自己又は自社の役員が、

次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - 二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - 三 暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者
  - 四 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
  - 五 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - 六 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  - 2 補助対象者は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であつてはならない。
  - 3 市町は、補助対象者からその者が第一項各号に掲げる者でないこと及び前項に規定する者でないことを誓約する書面を徴収し、必要な場合には所轄の警察署に確認するものとする。
- 別表中「(警5第10条)」を「(警6第10条)」に改め、同表の条例第三条第四号の規定による補助の項を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。